

【別紙1】

別子銅山記念図書館ティールーム運営管理使用許可条件

- 1 目的 ティールームの円滑な運営管理及び別子銅山記念図書館利用者の利便性とサービスの向上に資することを目的とする。
- 2 使用場所 新居浜市北新町10番1号
別子銅山記念図書館ティールーム
別紙平面図のとおり 34.67㎡
ティールームに隣接するロビーの一部を販売に使用する場合は、8㎡程度を追加することができる。
- 3 使用許可期間 令和7年2月1日から令和10年3月31日まで（3年間予定）
- 4 営業可能日 別子銅山記念図書館の開館日
休館日は、毎週月曜日、館内整理日（毎月の月末、その日が土・日・月にあたるときは次の火曜日）、年末年始（12月29日から1月3日）、特別整理期間（春と秋2回）
- 5 営業可能時間 9時から17時の範囲内で設定
臨時に時間短縮あるいは休業する場合は、施設管理者に事前に申し出ること
- 6 使用者の経費負担
 - (1) 施設使用料は、新居浜市行政財産使用料条例に基づき算出した金額
ティールームのみの場合 34.67㎡
ティールームに隣接するロビーを販売に使用する場合
8㎡程度を追加
 - (2) 電気容量 8.7kVA
 - (3) 使用可能な調理器具
IH調理器及び電子レンジ等の電気調理器具のみとする。電気調理器具の使用はティールーム内に限る。
 - (4) 電気料金 子メーターはないため、使用機器の使用日数に応じて計算、実費徴収。
 - (5) 廃棄物処理費・清掃にかかる費用
 - (6) 新居浜市教育委員会が設置している備品以外の営業に必要な備品等の整備に要する経費、消耗品、その他の維持管理及び営業に要する費用
- 7 使用について
 - (1) ティールームの運営及び取扱品目などについて、官公庁等の許認可を必要とする場合は、使用者の責任において許認可を得るものとする。
 - (2) 使用施設の目的を踏まえ、施設の維持管理や営業内容について施設管理者と十分協議・調整を行いながら営業を行うこと。
 - (3) 施設使用にあたっては、使用許可条件を順守し、使用許可範囲・使用許可目的以外の使用はしないこと。

- (4) 施設使用にあたり、常に良好な状態で使用するとともに、使用施設や備品等に損害を与えた場合は直ちに修復すること。
- (5) 使用者は、使用に伴い、施設及び使用上生じた事故・賠償責任等について使用者の責任において処理するものとし教育委員会に対して一切の補償等の請求はできないものとする。
- (6) 別子銅山記念図書館で実施する施設関係の保守点検に協力すること。
- (7) 使用許可期間が終了したとき、または、教育委員会において支障があると認められたときは、無条件で撤去・移転し、使用許可期間終了までに使用施設を原状に回復させること。
- (8) 使用期間が満了したときは、新たに公募し契約を行うものとする。

8 使用上の制限

- (1) 公共施設として品位を傷つけるような営業行為並びに物品の販売をしてはならない。
- (2) 使用施設内において酒類の販売は厳禁とする。
- (3) 図書館内では、ティールーム以外は飲食禁止のため、購入者にティールーム以外での飲食をしないように注意喚起すること。
- (4) 使用可能な調理器具は、IH調理器および電子レンジ等の電気調理器具のみとする。電気調理器具の使用はティールーム内に限る。
- (5) 使用施設の現状の変更は、原則認めない。変更が必要な場合は、施設管理者と事前に協議すること。
- (6) ティールームを使用する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。
- (7) 使用上の不都合または指示に従わないとき並びに使用許可条件に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

9 使用上の注意事項

- (1) 使用者は法令に定める基準に従い、施設管理・防災・防火管理及び衛生管理には特に注意すること。
- (2) ティールームの清掃等は、使用者が行うこと。
- (3) ティールーム使用時に発生した生ごみ等廃棄物の処理は、使用者の負担において責任をもって行うこと

10 その他

使用者が次のいずれかに該当するときは、教育委員会は、何らの催告を要せず直ちに使用許可を取り消すことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者及び執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められるとき。

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

【別紙2】

令和 年 月 日

新居浜市立別子銅山記念図書館ティールーム運営管理使用申請書

新居浜市教育委員会
教育長 高橋 良光 様

所在地
申請者
会社名（法人の場合）
代表者 印
電 話

新居浜市立別子銅山記念図書館ティールーム運営管理使用許可条件を了解のうえ、関係書類を添えて申請します。

- 1 使用場所 新居浜市立別子銅山記念図書館ティールーム
ロビーの一部 使用する 使用しない
- 2 添付書類
 - (1) 〈個人の場合〉住民票の写し
〈法人の場合〉登記事項証明書（全部事項証明書）
 - (2) 営業に関し必要な許認可、免許を有することを確認できるもの
 - (3) 営業実績（書式自由）
 - (4) 国税及び地方税に滞納がないことがわかる納税証明書
 - (5) 事業計画書（書式自由）